



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



新年度がスタートし早 1 ヶ月経とうとして
います。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

今年は桜が例年より早かったり、寒暖が日ご
とに違ったり、体調を維持するにもたいへんで
した。

今年は息子が高校野球最後の夏です。春の大
会から夏に向けて、私たち親も一緒に応援が
んばっていきます。



今年の新入社員は「SNS を駆使するチームパシュートタイプ」
—SNS を活用してグループの協力関係を作りスピーディーに活動—

オリンピックで金メダルを獲得した女子チームパシュート。3 人が順序を入れ換えながらリンクを疾走する姿が記憶に残ります。今春の新入社員は、ここ数年続く売り手市場傾向を追い風にスピーディーに就職活動を終えることができました。ひところの就職「氷」河期とは様変わり。とはいうものの、学生にとって就活は学生時代の一大事業であることに変わりはありません。少数の仲間同士で SNS を活用し、綿密な情報交換で協力関係を構築し、内定というゴールをめざしました。就活は短期決戦だったが、入社すればおよそ 40 年もの長期戦です。自分なりのテーマをもって仕事をする努力を怠れば周回遅れも。



★4月のお仕事カレンダー★★

| | |
|------|---|
| 4/10 | <ul style="list-style-type: none">● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事● 3 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 4/15 | <ul style="list-style-type: none">● 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出期限 |
| 5/1 | <ul style="list-style-type: none">● 3 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 預金管理状況報告書の提出● 家内労働委託状況届の提出● 労働者私傷病報告書の提出(休業 4 日未満 1~3 月の労災事故について報告)● 固定資産税(都市計画税)第一期の納付(市町村の指定日まで)● 2 月決算法人の確定申告と納税・8 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 4 月・7 月・10 月決算法人の消費税の中間申告 |

★法改正情報★



平成 30 年の労災保険料率の改定

労災保険率は、平成 30 年度から、全業種平均で 1,000 分の 0.2 引き下げられます(平均「1,000 分の 4.7」→「1,000 分の 4.5%」)。業種別にみると、引き上げ=3 業種、据置き=31 業種、引き下げ=20 業種となっています。改定されるのは全業種中の 4 割程度です。

■ 改定された業種の例

- ・既設建築物設備工事：1,000 分の 15 改定 ↘ → 1,000 分の 12
- ・清掃、火葬又はと畜の事業：1,000 分の 12— 改定 ↗ → 1,000 分の 13
- ・倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業：
1,000 分の 7— 改定 ↘ → 1,000 分の 6.5
- ・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：
1,000 分の 3.5— 改定 ↘ → 1,000 分の 3

■ 改定されなかった業種の例(各率を据え置き)

- ・通信業、放送業、新聞業又は出版業：1,000 分の 2.5
- ・金融業、保険業又は不動産業：1,000 分の 2.5
- ・その他の各種事業：1,000 分の 3

**いよいよ社会保険分野でも
マイナンバーの取り扱いが始まります。**

◆日本年金機構における年金関係の手続でもマイナンバー（平成 30 年 3 月～）

日本年金機構における年金関係の手続についても、マイナンバーの利用が可能とされました（平成 30 年 3 月 5 日から本格的に実施）。主な変更点を確認しておきましょう。

届書等の記載事項への個人番号の追加

被保険者、事業主及び受給権者が提出する届書、申請書、申出書又は請求書（以下「届書等」という。）であって、基礎年金番号を記載しなければならないこととされていたものについて、個人番号による各種手続を可能とするため、個人番号又は基礎年金番号のいずれかの記載を求めることとする。

④法令上は、「個人番号又は基礎年金番号」を記載することになっていますが、日本年金機構では、「原則、個人番号を記載してもらい、個人番号の提供が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を用いることができる」という方針です。

届書等の添付書類の省略

被保険者及び受給権者が提出する届書等であって、生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本等を添付しなければならないこととされているものについて、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から届出者等に係る機構保存本人確認情報の提供を受けられるときは、その添付を省略できることとする。

氏名変更の届出等の省略

被保険者の氏名変更、住所変更及び死亡の届出（死亡の届出は国民年金第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者に限る。）並びに受給権者の氏名変更の届出について、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から被保険者及び受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けられるときは、その届出を省略できることとする。

様式の変更

年金関係の手続で使用する様式を変更する。平成 30 年 3 月 5 日より原則、新様式での届出となり、旧様式での届出の場合は、別途個人番号の届出をすることとなる。
具体的には、個人番号欄の追加のほか、様式の A4 縦判化、複数の様式の統合（被扶養者（異動）届と国民年金第 3 号被保険者関係届など）といった変更を行う。

◆雇用保険手続にはマイナンバー記載が必須（平成 30 年 5 月～）

厚生労働省から、重要なお知らせとして、「雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします」という案内がされています。平成 30 年 5 月以降は、雇用保険被保険者資格取得届などマイナンバーの記載が必要な届出等について、マイナンバーの記載がない場合には、返戻する場合があるとのこととです。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

